

身体的拘束等の適正化に向けた 取り組み要綱

社会福祉法人 道志会

2023. 4. 1

1. 身体的拘束等の定義

【一般定義】

徘徊、他人への迷惑行為等のいわゆる問題行動などを防止するために、何らかの用具の使用によってベッドや車いす等に拘束し、利用者の身体的または精神的な行動の自由そのものを制限することです。

2. 身体拘束の弊害

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、高齢者のQOL（生活の質）を根本から損なう危険性があります。身体拘束廃止を実現していく第一歩は、ケアにあたるスタッフのみならず施設等の責任者、職員全体や利用者の家族が、身体拘束の弊害を正確に認識することで大切です。

身体拘束がもたらす弊害には、大きく分けて以下の3点の弊害があります。

（厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」より）

(1) 身体的弊害

- ① 身体機能の低下（関節の拘縮、筋力の低下等）
- ② 外的弊害（圧迫部位の褥瘡の発生等）
- ③ 内的弊害（食欲の低下、心肺機能の低下、感染症への抵抗力の低下等）
- ④ 大事故発生の危険性（無理な立ち上がりによる転倒、ベッド柵乗り越えによる転落事故、拘束具による窒息等）

(2) 精神的弊害

- ① 精神的苦痛（不安や怒り、屈辱、あきらめ）
- ② 人間としての尊厳の侵害
- ③ 認知症の進行（せん妄の頻発等）
- ④ 家族への精神的苦痛
- ⑤ 介護。看護スタッフの士気の低下（自らが行なうケアに対して誇りを持たなくなる）

(3) 社会的弊害

- ① 身体拘束を行なっている施設に対する社会的不信・偏見
- ② 心身機能の低下によるさらなる医療的処置の発生・経済的負担

3. 身体的拘束等廃止に向けた5つの方針

① トップが決意し、施設や病院が一丸となって取り組む

施設長等が「身体拘束廃止」を決意し、現場をバックアップする方針を徹底する。それにより現場スタッフは不安が解消され安心して取り組むことが可能となります。

② みんなで議論し、共通の意識を持つ

身体拘束の弊害をしっかりとスタッフ全員が認識し、問題意識を共有する。最も大事な
は「入所者（利用者）中心」という考え方です。本人や家族の理解も必要不可欠です。

③身体拘束を必要としない状態の実現をめざす

再度、利用者の心身の状態をアセスメントし、身体拘束を必要としない状態を作り出
す方向を追求する。

④事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援態勢を確保する

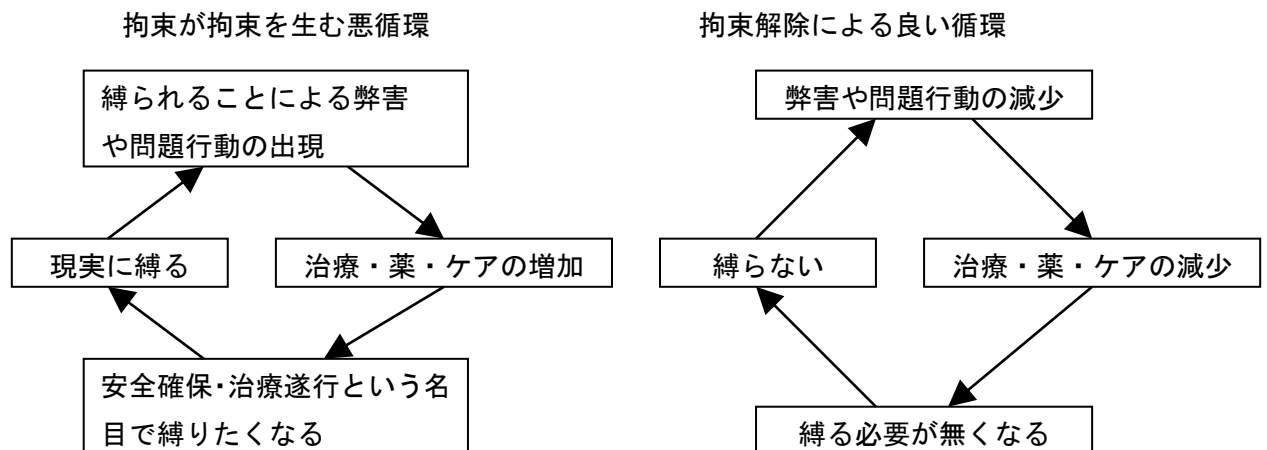
転倒や転落等の事故が起きにくい環境づくり。スタッフ全員で助けあえる体勢づくり。

⑤身体拘束をするケースはきわめて限定的にし、常に代替的な方法を考える

困難が伴う場合であっても、ケア方法の改善や環境の整備など創意工夫を重ね解除を
実行する。

4. 身体拘束に関するサイクル

身体拘束を行なうことがさらに新たな身体拘束を生むという悪循環と、身体拘束を解除する
ことによる良い循環の2種類があります。



5. 身体拘束をせずにケアを行うための三つの原則

①身体拘束を誘発する原因を探り、除去する。

②5つの基本的ケアを徹底する

以下の5つの基本的なケアを実行することにより、様々なリスク状況を作らないようにする
ことが重要です。

1) 起きる

人は座っている時、重量が上からかかることにより覚醒します。目を開き耳が聞こえ
自分の周囲で起きていることがわかるようになります。これは仰臥して天井を見ている
だけではわかりません。起きるのを助けることは人間らしさを追求する第一歩です。

2) 食べる

食べることは人にとって楽しみ生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴

や経管栄養が不要になる。食べることはケアの基本です。

3) 排泄する

なるべくトイレで排泄することを基本に、おむつを使用している人については随時交換が重要である。おむつに排せつ物が付着したままになっていれば気持ち悪く「おむついじり」などの不潔行為にもつながります。

4) 清潔にする

適切に入浴することが基本です。皮膚が不潔であればかゆみの原因になり、そのために大声を出したり夜眠れずに不穏になってしまうこととなります。皮膚をきれいに保つことが出来れば快適になり、周囲とのコミュニケーションがとりやすくなり人間関係も良好になります。

5) 活動する（アクティビティ）

その人の状態や生活歴にあった良い刺激を提供することが大切です。具体的には、音楽・工芸・園芸・ゲーム・体操・家事・ペット・テレビなどが考えられます。言葉による良い刺激もありますし言葉以外の刺激もありますが、いずれにせよ、その人らしさを追求する上で心地良い刺激が必要です。

③身体拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現を推進する。

6. 身体拘束廃止を進めるためのチェックポイント

- ①人材（職員）が足りないことを理由に、安易に身体拘束等を行っていないか
- ②事故発生時の法的責任問題回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか
- ③利用者等は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるなどの先入観だけで安易に身体拘束等を行っていないか
- ④認知症高齢者である、強度行動障害があるということのみを理由として、安易に身体拘束等を行っていないか。
- ⑤サービスの提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。「身体拘束廃止」をトップが決意し、責任を持って取り組んでいるか

（附則）

1. この要綱は、令和 5年 4月 1日より施行する。
2. 「身体拘束廃止への取り組み要綱」（平成 15年 6月制定・平成 19年 4月見直し）は、この指針に移行したものと見做す。